



温故知新



感染症対策をしましょう！！

現在、新型コロナウイルスやインフルエンザなど感染症が流行していますが、まずは普段できることから対策を取り、感染症予防を行いましょ！

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。
外出先からの帰宅時や**調理の前後**、**食事前**などこまめに手を洗います。

正しい手の洗い方



石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。



手洗いの効果

手洗いの方法	残存ウイルス数 (残存率)*
手洗いなし	約1,000,000個
流水で15秒手洗い	約10,000個 (約1%)
ハンドソープで10秒または30秒もみ洗い後、流水で15秒すすぎ	数百個 (約0.01%)
ハンドソープで60秒もみ洗い後、流水で15秒すすぎ	数十個 (約0.001%)
ハンドソープで10秒もみ洗い後、流水で15秒すすぎを2回繰り返す	約数個 (約0.0001%)

飛沫感染

飛沫は1メートルくらい飛んでから落下しますので通常は1~2メートル以内の至近距離で飛沫を浴びることで感染します。風邪のウイルスやインフルエンザウイルスがその代表です。
 ウィルスそのものは直径0.1マイクロメートルくらいで、普通のマスクの網目よりずっと小さいため、ウィルス自体をマスクで防ぐことはできません。しかし、ウィルスを含んだ水分の「飛沫」はマスクに引っかかりやすいため、感染した本人が飛沫を出さないためにマスクをすることは、周囲の人たちにとって十分効果的です。



■ほかの人にうつさないために

くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれせん。次のような咳エチケットを心がけましょ。

- ・**マスク**を着用します。
- ・ティッシュなどで**鼻と口を覆います**。
- ・とっさの時は**袖や上着の内側で覆います**。
- ・周囲の人から**なるべく離れます**。

3つの咳エチケット



正しいマスクの着用



【今号の主な内容】

- P① 感染症対策
- P② 安全祈願
- P③ 建設業年度末強調月間
- P④ ことわざ



発行

野田工業 株式会社
 東京都中央区銀座6-6-19
 TEL : 03-3572-1866
 FAX : 03-3575-0420

ことわざ・格言にならう安全衛生訓

● 足下を見る ●

・ふだんから足元を固めよう

「足下を見る」とは、昔、かごかきは旅人の足の疲れぐあいを見て、かご賃をねだったといわれ、相手の弱みにつけこむことをいいます。現代にもその種の人間がいて、なかなか油断ができません。“足下、”についてのことわざは、「足下から鳥が立つ」、「足もとから火がつく」、「足下に火がつく」など、身近なところで突然意外な事、危険や災害が起こったり、迫ってきたりするたとえに用いられています。

職場の足下、つまり作業床や通路は安全でしょうか。転倒や転落災害の多くは、作業床や通路が滑りやすかったり、障害物があったり、開口部がそのままになっていたり、危険な箇所の手すりが不完全だったりして発生しています。靴やズボンの裾などもきちんとしておきましょう。

何事を行うにも、まず「足下を固めて」といいます。事故や災害に「足下を見られない」ように、ふだんから安全衛生活動を盛んにして足下を固めていきましょう。

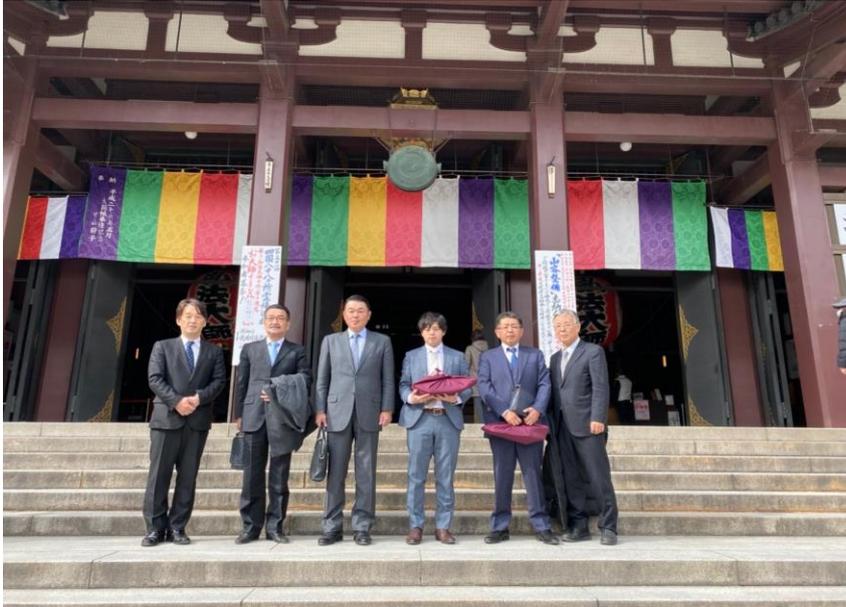


【 職長会のお知らせ 】

- ★日時 2019年3月23日(月)
- ★時間 18時00分～
- ★会場 銀座ユニーク 3階



2020年2月4日 安全祈願



2020年2月4日(火)
野田工業(株)研究会の活動として安全衛生協力会の皆様と共に川崎大師へ安全祈願に行ってまいりました。
野田工業(株)、(株)NODASTともに昨年も無事故無災害で終えることができました。皆様のご協力あってこそだと思えます。ありがとうございます。今後も無事故無災害の継続と安全作業をよろしくお願い致します。



令和元年度

建設業年度末労働災害防止強調月間実施要領

- **本月間** 令和2年3月1日～3月31日
- **主 唱** 建設業労働災害防止協会
- **後 援** 厚生労働省、国土交通省

会長メッセージ

令和元年度の「建設業年度末労働災害防止強調月間」を迎えるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、本年度は台風や豪雨によって全国各地に甚大な被害がもたらされました。被災された皆様には改めて心よりお見舞い申し上げます。

さて、当協会では年度末の労働災害防止を目的に、本年度も3月1日から31日までを「建設業年度末労働災害防止強調月間」と定め、会員の皆様がこの期間に取り組むべき事項を盛り込んだ実施要領を作成いたしました。

建設業における労働災害は、会員各位をはじめ関係者の熱心な取組により、長期的には減少しております。令和2年1月現在の速報値を見ると、令和元年の建設業の死亡者数は246人、休業4日以上之死傷者数は13,813人と、共に前年同期比で減少いたしました。

しかしながら、墜落・転落災害の多発に加え、飛来・落下等の公衆災害が発生しており、さらに人材面では、技術者や技能労働者の不足や高齢化、作業に不慣れな新規参加者の就労等、労働災害の防止に向けて多くの課題も見られるところです。

さらに、建設業ではここ数年、頻発・激甚化する台風や豪雨などの自然災害からの復旧・復興工事や、国民生活を守るための国土強靱化に向けたインフラ整備工事等も進んでおり、特に完工時期を迎える工事が増加するこの年度末はさまざまな作業が輻輳し、労働災害発生リスクの高まりが懸念されます。

このため、労働災害のリスク低減に向けた店社及び現場でのリスクアセスメントとその結果に基づく対策の確実な実施、国際基準にも対応した「建設業労働安全衛生マネジメントシステム」(ニューコスモス)の導入・定着、墜落・転落防止のための「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」等の各種安全衛生教育の実施、現場作業員へのストレスチェック実施によるメンタルヘルス対策とこれに基づく職場環境改善等、多角的かつ実効性のある労働災害防止活動に取り組む必要があります。

会員各位におかれましては、本実施要領を踏まえ、経営トップのリーダーシップの下、関係者及び店社と作業所が一体となって、労働災害防止活動を積極的に展開され、無事故・無災害で新年度を迎えられますようお願い申し上げます。

令和2年2月 建設業労働災害防止協会
会長 銭高一善

